

広島県環境にやさしい農業推進方針

平成22年12月6日制定

平成29年3月31日一部改正

令和4年2月17日一部改正

令和4年12月6日一部改正

広島県農林水産局

目次

1	はじめに	1
2	基本的な考え方	1
3	現状と課題	3
	(1) GAP		
	(2) 有機農業		
	(3) 「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証		
	(4) エコファーマー認定		
4	今後の推進方向	5
	(1) 推進の対象		
	(2) 主要な取組		
5	推進体制	6
	【用語の解説】	7
	【参考資料】	8

1 はじめに

農業は、食料供給の機能に加え、自然循環機能^{*}を有する環境に最も調和した産業であるとともに、農業生産活動を通じて農地や美しい農村景観の保全などの多面的機能の維持・発揮に寄与し、その恵沢を将来にわたって、都市住民を含むすべての人が享受できるよう、継承していくための重要な役割を担っている。

国において、令和2年3月に「食料・農業・農村基本計画」を見直し、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて持続可能な農業を展開するため、環境に配慮した生産活動を積極的に推進することとしている。食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理に資する農業生産工程管理^{*}（以下、「GAP」という。）については、ほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進することとしている。

また近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境は大きく変化しており、これらに対処するため、農林漁業の持続的発展等を確保する観点から、令和3年5月にみどりの食料システム戦略が策定された。さらに、令和4年には同戦略の実現を目指す法制度として、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下、「みどりの食料システム法」という。）」が制定・施行されたところである。

本県では、このような動向や多様化する食に対する消費者ニーズへの対応に併せ、消費者が信頼できる安全で安心な農林水産物の生産・流通体制の整備が求められていることから、「2025広島県農林水産業アクションプログラム（以下、「アクションプログラム」という。）」に基づき、安全・安心な農産物を安定的かつ持続的に供給するため、「広島県環境にやさしい農業推進方針（以下、「推進方針」という。）」により施策を推進している。

なお、本推進方針は、「有機農業の推進に関する法律（以下、「有機農業推進法」という。）」に基づく「広島県の有機農業の推進に関する施策についての計画」として位置付ける。

2 基本的な考え方

- (1) 推進方針では、生産性の高い持続可能な農林水産業の確立を基本とし、環境負荷の低減に配慮した環境にやさしい農業を推進することにより、安全・安心な農産物を安定的かつ持続的に供給するための県の施策の方向性を示す。

なお、施策の実施に当たっては、本県農林水産行政の基本指針であるアクションプログラム並びに地産地消計画など、関係計画等との調和を図る。

また、今後の情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて推進方針の見直しを行う。

- (2) GAPの導入・実践は、食品の安全性の向上、環境保全、労働安全の確保、人権保護、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資する取組であることから、多くの生産者や産地が取り入れるよう、広く推進する。

- (3) 環境にやさしい農業とは、農業の持つ自然循環機能の維持増進及び消費者が安心して選択できる農産物の生産を目的として、生産性と収益性の確保を基本としながら、有機質資源を活用した土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用量の低減や温室効果ガス^{*}の排出量の削減など環境負荷の低減を図ることにより、自然環境の保全及び生態系への影響緩和

に配慮した持続的な農業とする。(図1)

(4) 環境にやさしい農業の栽培方法により生産される農産物への消費者の信頼を確保するための手法として、取組を実践する生産者に対し、各認証制度の活用を推進する。

なお、環境にやさしい農業の栽培方法により生産される農産物とは、次のとおりとする。

ア 有機農業による農産物（有機農業により生産される農産物）

有機農業推進法に基づき、化学肥料及び化学合成農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業を有機農業といい、この栽培方法により生産される農産物を有機農業による農産物という。

なお、有機農業による農産物のうち、有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）に従って生産され、登録認定機関が認定した生産行程管理者*によって格付けされた農産物を有機農産物という。

イ 特別栽培農産物

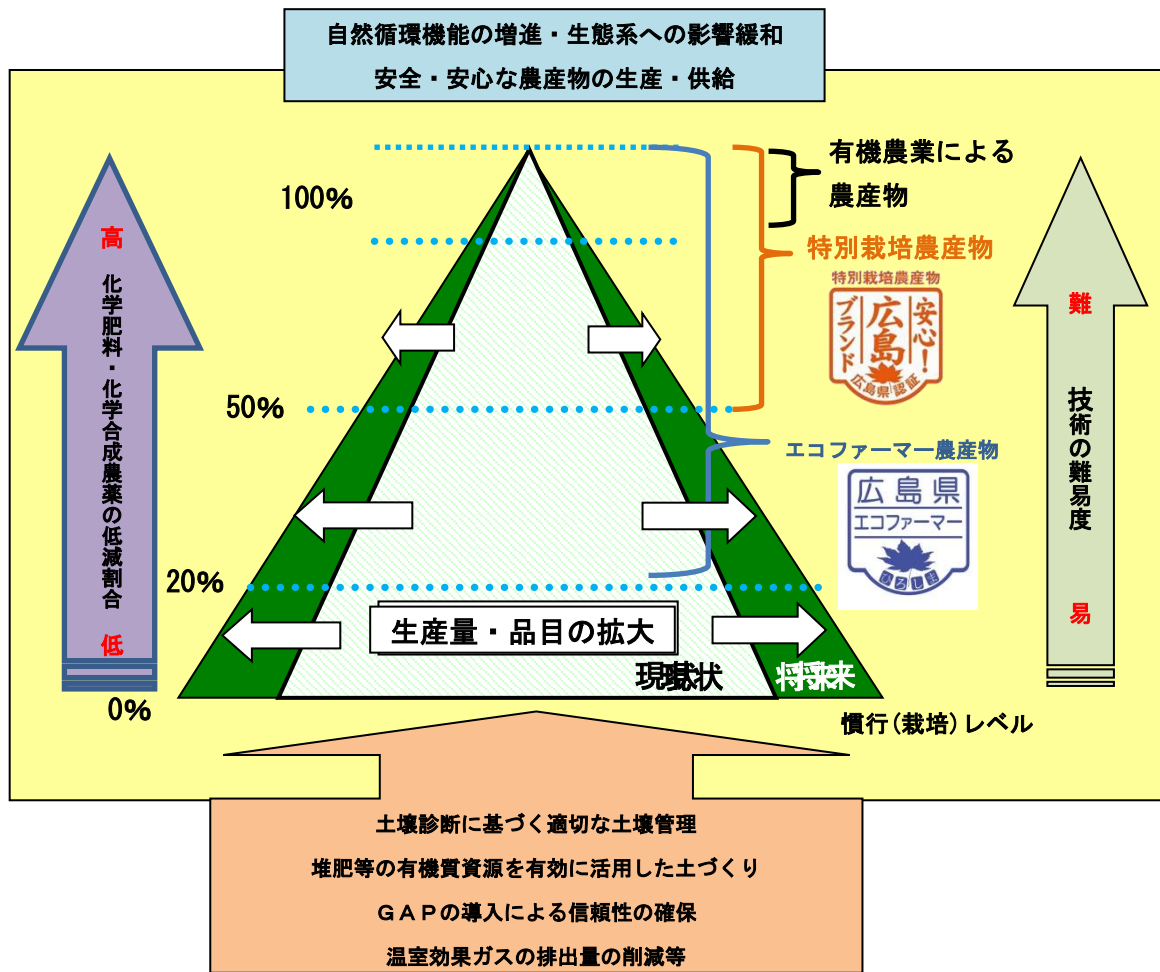
国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に則して、化学肥料及び化学合成農薬（フェロモン剤など一部の化学合成農薬を除く）の使用量を通常の栽培方法（以下、「慣行栽培」という。）と比較して50%以上低減して栽培し、確認責任者の確認を受けた農産物を特別栽培農産物という。

ウ エコファーマー農産物（エコファーマーが生産した農産物）

「みどりの食料システム法」に基づき、県が定める指針により堆肥などを使った土づくりを行うとともに、化学肥料及び化学合成農薬の使用量の低減を一体的に行う事業活動（みどりの食料システム法第2条第4項第1号（特定区域における同活動含む））の実施に関する計画（以下、「実施計画」という。）を策定し、県知事の認定を受けた農業者（「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき認定を受けた農業者にあつては認定有効期間までの間）をエコファーマーという。

本県では、慣行栽培と比較して20%以上低減して取り組むことを認定基準としており、エコファーマーが実施計画に基づき、総合的病虫害・雑草管理*（以下、「IPM」という。）などの低減技術を活用して生産した農産物をエコファーマー農産物という。

図1 環境にやさしい農業の推進イメージ



3 現状と課題

本県では、環境にやさしい農業の推進に当たり、食品の安全性を消費者が客観的に確認できる手法として、平成29年度からGAPの実践に向けた取組についても推進している。

また、平成16年度に県認証制度*として創設した「安心! 広島ブランド」特別栽培農産物やエコファーマーの認定など、消費者が安心して選択できる県内産農産物を提供する取組を行っている。

しかしながら、環境にやさしい農業の栽培方法により生産される農産物は、安全・安心などの観点から消費者ニーズがあるものの、必ずしも生産コストや労力に見合った価格での販売にはつながっていないことから、収益性の向上のためには、直売所や道の駅などを活用し、生産者が消費者へ直接販売する地産地消の取組の機会を定期的に設けるなど、流通コストの低減を図る必要がある。

さらに、一定の流通量や多彩な品目を確保するためには、生産者の組織化を進めるとともに、県内主要品目の産地などへ県認証制度等の導入を拡大する必要がある。

(1) GAP

平成29年度に「広島県GAP実践の手引」を作成し、研修会等を開催することにより、生産者のGAP実践や認証取得を進め、令和2年には県内初の団体認証の取得も実現でき

た。

また、GAP認証取得農産物を取り扱う意向のある量販店との連携により、3店舗でGAPフェアを開催し、消費者PRを実施している。

令和4年3月末現在、GAP認証取得経営体数は71で、うちJGAPが64、ASIA GAPが5、GLOBALG.A.P.が2となっている。(表1)

しかしながら、環境保全や食品安全のリスク管理により、安定的な経営を実現するためには、GAPの導入が求められるが、取組の必要性の理解が生産者に十分浸透していない。

また、GAP認証農産物は、安全・安心の面も含め、その有益性について十分に理解されていないため、県内で認証農産物を取扱う実需者が少なく、生産者がGAPを導入する動機付けになっていない。

このため、GAP実践事例の情報提供や研修会を通じて、生産者の理解促進に繋げるとともに、実需者や消費者への周知等により認知度を高めることで、生産者のGAP導入への動機付けを図る必要がある。

(2) 有機農業

令和3年度の県内の有機JAS認定^{*}事業者は35事業者で、栽培面積は86haにとどまっている。(表2)

有機農業は、気象要因や栽培管理が難しい等の影響から安定生産が難しく、生産者の経営は比較的小規模で点在している。

また、生産コストや労力を反映した価格での取引や販路が限られることから、生産者個人や有機農業を推進する民間団体による独自の取組が中心で、まとまりのある組織的な取組には至っていない。

このため、地域が連携した取り組みを促す必要がある。

(3) 「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証

令和3年度の「安心！広島ブランド」特別栽培農産物の認証件数は198件で、現状維持の傾向にある。そのうち128件を水稲が占めており、品目に偏りがある。(表3、表4)

また、認証農産物を販売する際には、認証マークの表示を義務付けるなど見える化を進めているが、令和2年度に一般県民を対象とした「食の安全に関する意識調査」(以下「意識調査」という。)では、認証マークについて知っていると答えた割合が13.5%と、消費者の認知は不十分な状況である。

このため、「安心！広島ブランド」特別栽培農産物のPRの充実と、認証制度を活用する生産者がコストと労力に見合った収益を確保できるよう新たな販路の開拓が必要である。

さらに、担い手や県内主要品目などの産地に対する認証取得を一層推進し、認証品目及び流通量の拡大を図る必要がある。

(4) エコファーマー認定

平成13年度から、土づくりとしての有機質資材の施用技術とともに、化学肥料及び化学合成農薬の低減技術を一体的に導入するエコファーマー認定を進めているが、令和3年度の認定件数は138件と減少傾向にある。(表5、表6)

要因として、個別農家による取組が主体で、エコファーマー農産物の流通量が少ない上、認定マークの活用によるPRが行き届いていないことが挙げられる。

また、「意識調査」においても、認定マークについて知っていると感じた割合が6.6%と、消費者の認知は不十分な状況にある。

このため、産地など地域ぐるみでまとまりを持った取組を一層推進する必要がある。

4 今後の推進方向

アクションプログラムにおける「安全・安心な農林水産物の提供体制の確保」の実現に向けて、関係する施策を進める。

特に、県内主要品目等の生産に取り組む産地や担い手等を対象に、生産性と収益性の確保を基本としながら、環境負荷の低減に配慮した環境にやさしい農業の拡大を図るとともに、消費者が安心して選択できる安全な農産物の信頼性を確保するための施策を推進する。

また、環境にやさしい農業の栽培方法により生産された農産物の新たな販路の開拓や流通体制づくりを支援する。

(1) 推進の対象

地域の戦略に基づいて経営の確立を目指す産地や担い手等による主体的な取組を対象とする。

(2) 主要な取組

ア 企業化や規模拡大を目指す経営体に対し、GAP導入の必要性に対する理解を促すためにGAPの実践や認証取得に係る研修会を引き続き開催する。

GAP認証農産物を取り扱う意向のある実需者に対して、GAPフェア等の開催を依頼し、認証農産物の取扱い拡大と消費者の認知度向上を図る。

イ 持続的な食料システムを構築するため、「みどりの食料システム法」の認定制度等を通じて、農業全体の化学肥料・化学合成農薬の削減や温室効果ガスの排出量の削減など環境負荷低減の取組を推進するとともに、有機農業については、「点の取組」を地域ぐるみの「面の取組」に発展させることで面積の拡大を図る。

このため、地域ぐるみで有機農業に取り組む生産者や団体の生産から消費までの一貫した流れを確保し、農業者のみならず事業者や地区内外の住民を巻き込んだ活動を行う市町主導の取組を支援する。

ウ 地球温暖化防止や生物多様性保全効果の高い営農活動を推進するため、環境保全型農業直接支払交付金*（表7）等の活用により、有機農業など環境にやさしい農業に取り組む産地や担い手等が、まとまりをもって「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証やエコファーマー認定を取得するよう支援する。

エ エコファーマー認定及び有機JAS認定を志向する生産者に対し、計画作成や計画達成に必要な指導・助言などを円滑に行う体制を継続する。

オ 土壌診断に基づく適切な土壌管理及び堆肥等の有機質資源を有効に活用した土づくりに関する指導・助言を行う。

カ 局所施用など化学肥料の低減技術及び熱利用による消毒，機械や被覆資材等を用いた除草などの物理的防除若しくは天敵の利用などの生物的防除又はこれら技術を組み合わせた I P Mを基本とする技術の導入を拡大する。

キ 環境にやさしい農業及び安全・安心な農産物に対する消費者の理解と関心を高めるため，県ホームページ等を通じて認証制度等の解説や生産者の紹介及び生産物の販売先などの情報を提供する。

また，インターネットの活用，直売所や道の駅などへの販路開拓，イベントの開催，食育及び地産地消の取組などと連携することにより，環境にやさしい農業の栽培方法により生産された農産物の P R の充実を図る。

5 推進体制

推進に当たっては，県関係機関のほか，市町，農業団体との連携強化と有機農業を実践する民間団体などとの適切な役割分担を図る。

【用語の解説】

「自然循環機能」

農業生産活動において、稲わらや家畜排せつ物を堆肥として農地に還元することにより、①土壌の物理性が改善され生産力が増進する、②養分として作物に再吸収される、③土壌中の微生物が多様化する等、農業は自然界の生物を介在する物質の循環に依存するとともに、こうした循環を促進する「自然循環機能」を有している。

「農業生産工程管理(GAP: Good Agricultural Practice)」

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。これを農業者や産地が取り入れることにより、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、人権保護、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化とともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

「温室効果ガス(GHG: Greenhouse Gas)」

二酸化炭素やメタンなど大気中の熱を吸収する性質のあるガスの総称。日本の農林水産分野の排出量は約4,747万トンで全排出量の3.9% (2019年)。水田、家畜の消化管発酵等によるメタンや、農用地の土壌等による N_2O の排出がある。温室効果は、 CO_2 に比べメタンは25倍、 N_2O は298倍となる。

「生産行程管理者」

ほ場及び農産物の種類などごとに、あらかじめ、登録認定機関の認定を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認定農産物などについてJAS法(有機JAS規格)に基づき、格付を行い、当該農産物又は包装・容器などへJASマークを付することができる生産者など。JASマークを付してある農産物などにも「有機〇〇」などの表示ができる。

「総合的病害虫・雑草管理(IPM: Integrated Pest Management)」

病害虫や雑草の発生しにくい環境を整えるとともに、病害虫発生予察情報やほ場の観察により、防除の要否及びタイミングの判断を的確に行い、生物的防除、物理的防除、化学的防除等の様々な技術を組合せ、環境負荷を低減しつつ病害虫や雑草の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する管理システム。

「『安心! 広島ブランド』認証制度」

食の安全・安心を確保するとともに、地産地消を推進するための認証制度として、平成16年7月に創設。「広島県トレーサビリティシステム導入指針」に基づいたシステムを認証するトレーサビリティ認証と国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づいて栽培された農産物を認証する特別栽培農産物認証がある。

「有機JAS認定」

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)に基づき、農産物などへ「有機〇〇」などと表示を行うためには、は種又は植付け前2年以上化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を使用しないことなどで栽培されていることなどについて、登録認定機関の検査・認定を受ける必要がある。

「環境保全型農業直接支払交付金」

平成23年度から実施されている制度で、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者が組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬の使用量を慣行栽培に比べ5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動により自然環境の保全に資する農業生産活動に対し国及び地方公共団体が一体的に支援している。

支援対象となる農業者は、主作物について販売を目的に生産していること、かつ国際水準GAPの実施が要件とされている。

地球温暖化防止の取組は、「緑肥(カバークロープ)の作付」及び「堆肥の施用」が、生物多様性保全の取組は、「有機農業」が支援対象の営農活動となっている。

【参考資料】

表1 GAP認証取得状況

区分	H29.3		H30.3		H31.3		R2.3		R3.3		R4.3	
	件数	経営体数	件数	経営体数	件数	経営体数	件数	経営体数	件数	経営体数	件数	経営体数
JGAP（個別）	12	12	12	12	21	21	36	36	43	43	41	41
JGAP（団体）	0	0	0	0	0	0	0	0	2	21	2	23
ASIAGAP	0	0	1	1	4	4	5	5	5	5	5	5
GLOBALG. A. P.	2	2	5	5	5	5	5	5	2	2	2	2
合計	14	14	18	18	30	30	46	46	52	71	50	71

表2 有機JAS認定状況

区分		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
認定事業者数 （生産行程管理者）		30	31	33	35	34	35
栽培面積	田	面積（ha）	13	15	14	12	14
	普通畑	面積（ha）	61	58	54	58	59
	樹園地	面積（ha）	6	6	7	7	7
	合計	面積（ha）	80	79	75	77	80

※農林水産省ホームページから抜粋

表3 特別栽培農産物の認証状況

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
認証件数	205	216	200	174	193	198
特別栽培農産物認証取組法人・団体数	102	121	113	100	100	106

表4 令和3年度 特別栽培農産物の品目区分別認証実績

区分	認証件数	取組生産者数	栽培面積
水稲	128	357	1,000ha
野菜	34	50	4ha
その他	34	202	49ha
合計	198	509	1,053ha

※品目区分毎の取組生産者数は重複しているものがあるため、合計数は実数と異なる。

表5 エコファーマーの認定状況

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
導入計画認定件数	417	381	345	241	210	138
導入計画認定件数（単年度）	107	48	49	23	19	29

表6 令和3年度 エコファーマーの品目区分別認定実績

区分	取組生産者数	栽培面積
いね	49	400ha
トマト	59	15ha
ほうれんそう	5	4ha
その他	25	70ha
合計	138	489ha

表7 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
取組件数	69	68	60	58	57	57
取組合計面積（ha）	595	589	575	518	561	585

※取組件数：事業対象者が農業者等の組織する団体